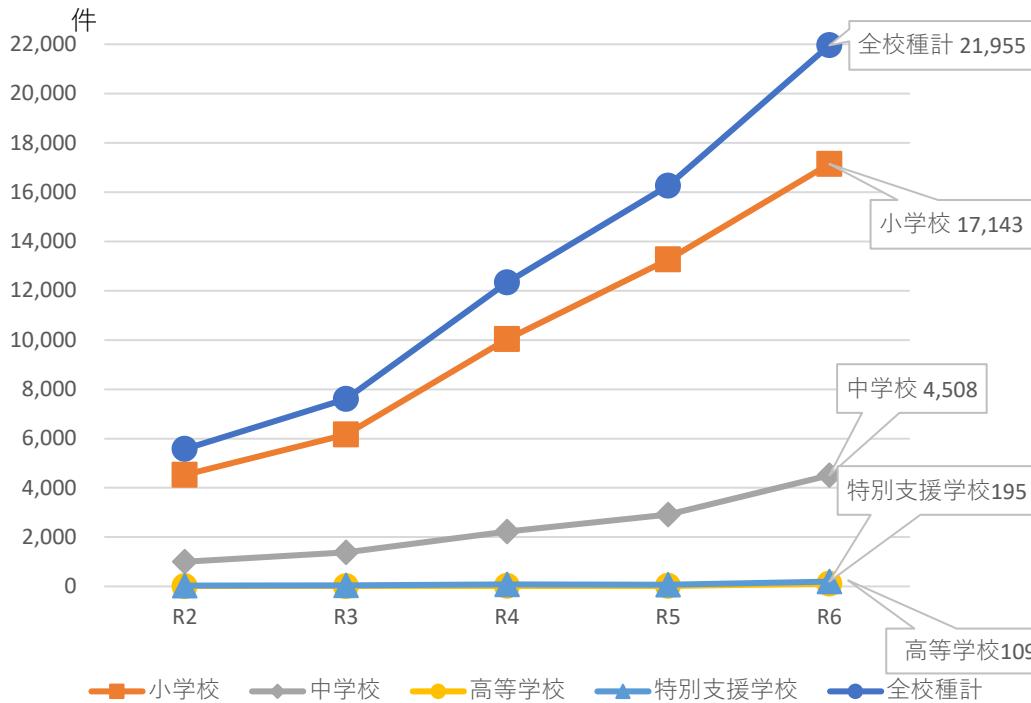


令和6年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より  
**令和6年度「いじめ・暴力」・「長期欠席」等の状況調査結果**

令和7年10月 横浜市教育委員会

# 1 いじめ・暴力 ~調査結果のポイント~

## ■いじめの認知件数の推移(校種別)



※いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する(平成27年8月文部科学省)との見解に基づき、積極的認知を進めています。

## ■いじめの解消状況

	いじめ認知件数と解消件数(件)		増減
	R5	R6	
認知件数	16,263	21,955	5,692
解消件数 ※	13,619	17,480	3,861
うち年度内解消件数	8,874	13,270	4,396

※翌年度7月末時点での解消件数

解消…①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている状態をいう。

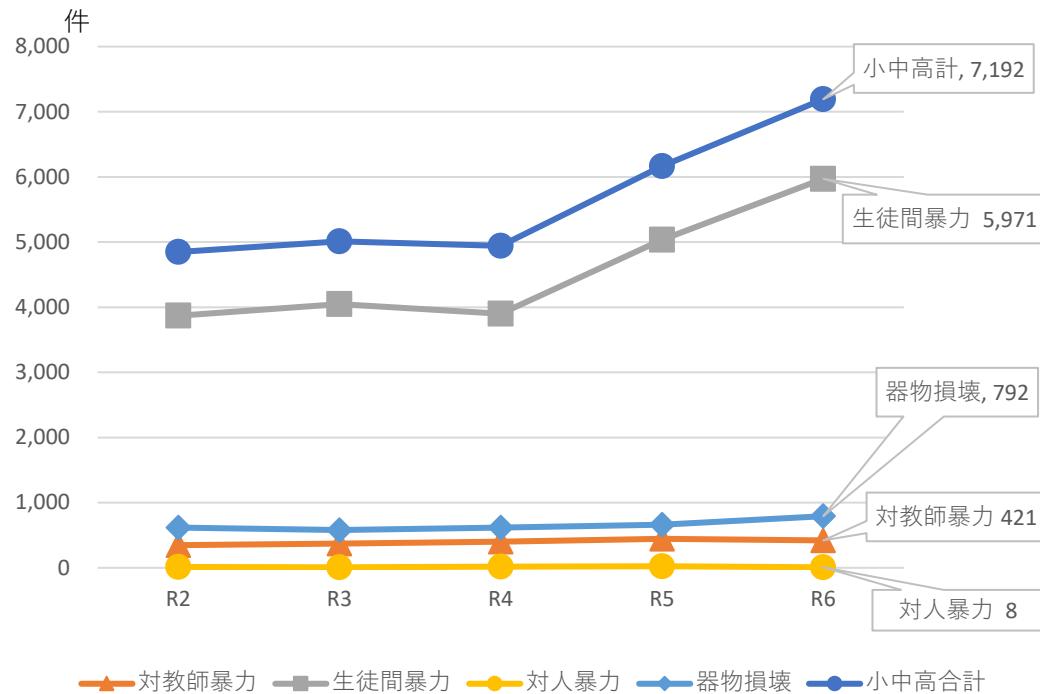
## ■いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生状況

区分	R2	R3	R4	R5	R6
重大事態発生件数(件)	4	3	3	2	59

- ▶ いじめの認知件数は、全ての校種において増加し、令和6年度は、21,955件(1,000人当たり85.8件)となっています。1,000人当たりの認知件数で比較すると、国(61.3件)及び県(59.2件)を超えており、各学校において早期に組織的に認知し、対応した結果、解消件数も毎年増加しています。
- ▶ 重大事態について、令和6年度の新規発生件数は、令和5年度と比べて57件増加し、59件となりました。

# 1 いじめ・暴力 ~調査結果のポイント~

## ■形態別暴力行為の発生件数



暴力行為の形態	暴力行為の発生件数(件)				
	R2	R3	R4	R5	R6
対教師暴力	348	374	403	445	421
生徒間暴力	3,869	4,046	3,899	5,034	5,971
対人暴力	13	10	20	24	8
器物損壊	617	580	618	662	792
小中高合計	4,847	5,010	4,940	6,165	7,192

## ■暴力行為の発生件数(校種別)

学校区分	暴力行為の発生件数(件)				
	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	4,113	4,112	3,849	5,013	5,742
中学校	732	898	1,090	1,151	1,448
高等学校	2	0	1	1	2
小中高合計	4,847	5,010	4,940	6,165	7,192

- ▶ 暴力行為の発生件数は、前年度に比べて増加し、7,192件となっています。全国的にも、いじめの認知の増加や児童生徒に対する見取りの精緻化により、把握が増えており、本市も同傾向にあります。
- ▶ 形態別に見ると、生徒間暴力、器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順に多くなっています。過去5年間を見ると、生徒間暴力が増加傾向にあります。

# 1 いじめ・暴力～今後の対応～

## いじめに対して

子どものSOSを早期に察知できるよう、スクールカウンセラー（SC）やスクール・ソーシャルワーカー（SSW）による支援の強化や、1人1台端末を活用した「横浜モデル」<sup>※1</sup>の構築に取り組みます。また、3千件を超える子どもの意見を反映した「横浜市いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、更に、子どもの視点となつたいじめ対策となるよう、各学校の基本方針の改定や、「横浜こども会議」<sup>※2</sup>や各学校における児童会・生徒会活動等の特別活動、各種行事と連携した取組などを進めます。

並行して、いじめの早期対応の取組として、「いじめ対応情報管理システム」により情報の見える化、共有の迅速化を推進するとともに、弁護士等の専門的な知見を交えて事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ります。

また、いじめの未然防止には保護者や地域の協力が必要であり、早期発見、事案対処には関係機関と連携していくことが大変重要です。このことを改めて確認し、いじめ防止市民フォーラム等いじめ防止の啓発を通じて、「いじめを絶対に許さない」意識を共有しながら、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、取り組んでいきます。

※1 「横浜モデル」は、横浜市の教育ビッグデータを医療の専門的知見に基づいて分析し、子どものこころの状態に応じたケアにつなげる取組。

※2 「横浜こども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」を目指し、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

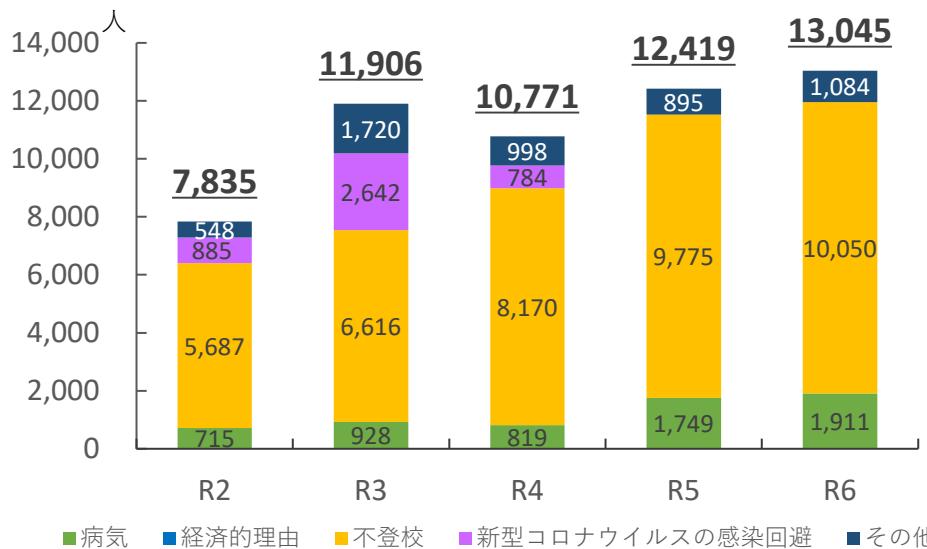
## 暴力行為に対して

形態別暴力件数をみると、「生徒間暴力」が多くなっており、令和4年度以降増加しています。いじめの態様にある「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」行為等も「生徒間暴力」に含まれていることから、いじめ認知件数の増加に伴い、「生徒間暴力」の報告数も増加しているものです。

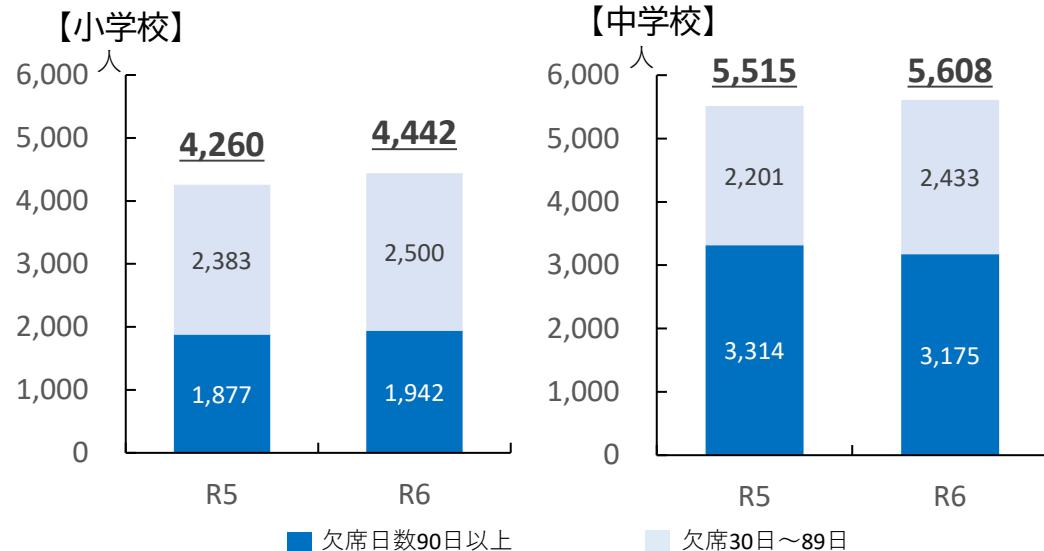
引き続き、「社会で許されることは学校でも許されない」という毅然とした組織による対応をしていきます。また、様々な教育活動で「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用して社会的スキルを育むとともに、人権教育を通じて、すべての人が尊重されるべき存在であることを理解し、他者への共感や思いやりを育むなど、未然防止の取組を進めていきます。

## 2 長期欠席 ~小・中学校における調査結果のポイント~

### ■長期欠席者数と欠席理由の内訳



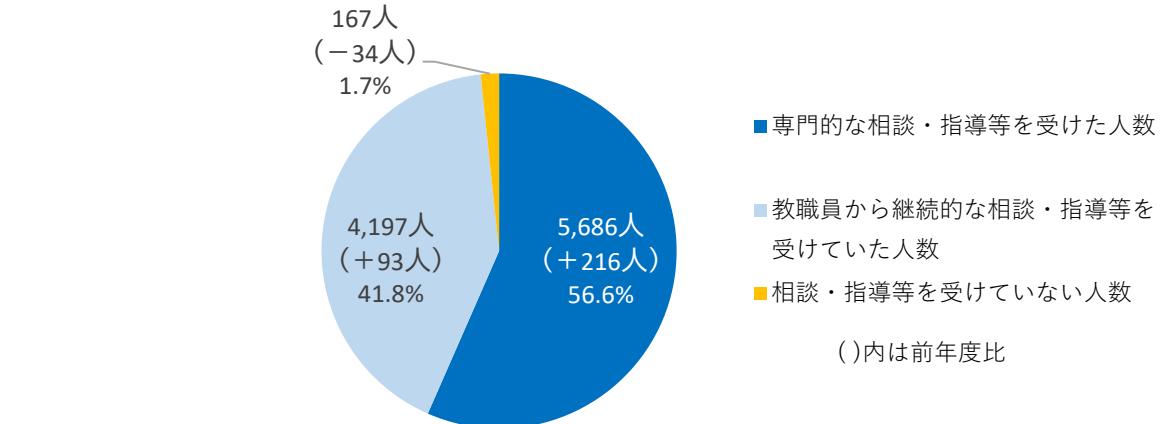
### ■日数別の不登校児童生徒数の推移



学校区分	長期欠席理由	理由別長期欠席者数（人）				
		R2	R3	R4	R5	R6
小学校	病気	465	541	423	1,303	1,459
	新型コロナウイルスの感染回避	685	2,041	603	—	—
	不登校	2,160	2,635	3,469	4,260	4,442
	経済的理由	0	0	0	0	0
	その他	460	1,319	835	779	915
	計	3,770	6,536	5,330	6,342	6,816
中学校	病気	250	387	396	446	452
	新型コロナウイルスの感染回避	200	601	181	—	—
	不登校	3,527	3,981	4,701	5,515	5,608
	経済的理由	0	0	0	0	0
	その他	88	401	163	116	169
	計	4,065	5,370	5,441	6,077	6,229
小中計	病気	715	928	819	1,749	1,911
	新型コロナウイルスの感染回避	885	2,642	784	—	—
	不登校	5,687	6,616	8,170	9,775	10,050
	経済的理由	0	0	0	0	0
	その他	548	1,720	998	895	1,084
	計	7,835	11,906	10,771	12,419	13,045

※長期欠席理由「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和4年度で調査終了。

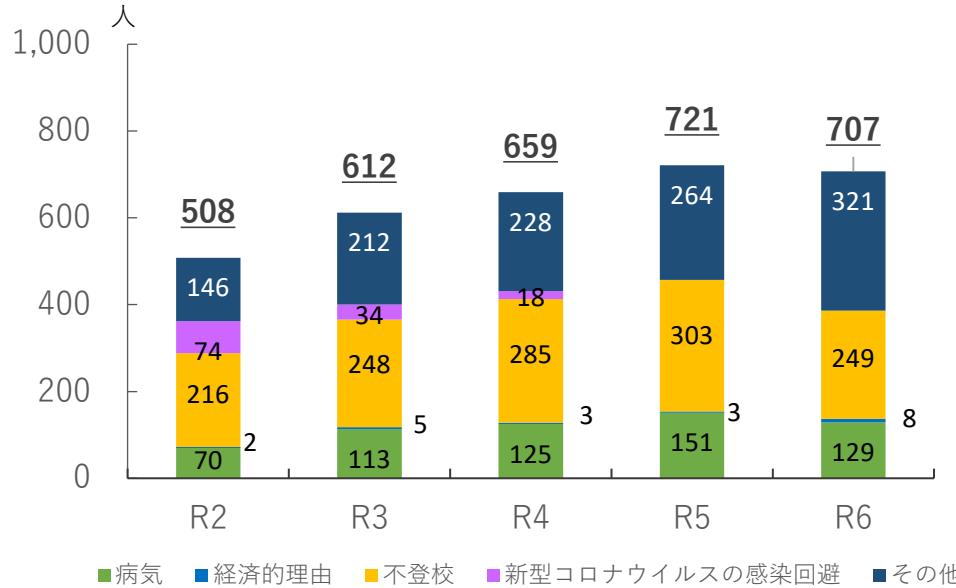
### ■不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況



- ▶ 小・中学校における不登校児童生徒数は275人増加し、10,050人でした。校内ハートフルの全校実施等により、中学校における欠席日数90日以上の生徒数は、139人減少しました。
- ▶ 学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒数は、309人増加しました。

## 2 長期欠席 ~高等学校における調査結果のポイント~

### ■長期欠席者の推移と欠席理由の内訳



学校区分	長期欠席理由	理由別長期欠席者数（人）				
		R2	R3	R4	R5	R6
高等学校	病気	70	113	125	151	129
	経済的理由	2	5	3	3	8
	不登校	216	248	285	303	249
	新型コロナウイルスの感染回避	74	34	18	—	—
	その他	146	212	228	264	321
計		508	612	659	721	707

※長期欠席理由「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和4年度で調査終了。

▶ 高等学校における不登校生徒数は249人でした。前年度より、54人減少しています。

## 2 長期欠席 ~今後の対応~

### 今後の対応

不登校及び不登校傾向の児童生徒の早期支援を行うために、個別の教育支援計画を作成・活用することで、児童生徒やその保護者との共通理解を図ります。合わせて、SCやSSW等の専門職を含めた「チーム学校」での支援や、関係機関との連携等、支援体制の強化を進めていきます。

学校内外において、リアルやオンラインなど児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所と個別最適な学びの機会を確保し、必要な支援につながるよう取り組んでいきます。

児童生徒だけでなくその保護者が孤立しないよう、情報提供の充実や「ハートフルセンター上大岡」を中心とした保護者同士のつながりづくりなどに取り組んでいきます。

### 3 自殺 ~調査結果と今後の対応~

令和6年度間に死亡した児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報や、警察の判断により、2人が自殺と確認されています※。

児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況であると捉えています。

令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、「自殺事案の調査への初動段階からの専門家の関与」、「速やかないじめ重大事態調査の実施」に取り組むとともに、子どもの健全育成に関わる関係機関及び団体と協働したいじめの未然防止や自殺防止の取組を強化しています。

※ 小・中・高等学校合計数

#### 今後の対応

- 自殺防止については、各学校におけるSOSの出し方教育プログラムの実施、教職員の研修等を通したスキルアップによる教育相談体制の強化、心理の専門職であるSCの体制強化、校内ハートフル事業の拡充及び一人一台端末を用いた心と体の健康観察の実施等を通じて、SOSを早期に察知できるよう、引き続き取り組んでいきます。
- 全ての件において、基本調査の段階から弁護士等の判断を入れるとともに、事案に応じて、専門家による調査を実施し、可能な限り、背景事情の調査を進めています。
- 子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月)や改正自殺対策基本法(令和7年6月公布)を踏まえ、関連事業・支援策を総合的に推進していくことが求められています。子どもの自殺対策に関わる関係機関や団体と連携・協働して取り組めるよう、新たに取りまとめられた「子どもの自殺対策推進パッケージ」を踏まえて、関係局と連携しながら、支援体制の構築に向けた方策について検討していきます。

#### (参考)子どもの自殺対策推進パッケージ

～令和7年9月11日 子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議資料より～

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
・SOSの出し方に関する教育・ 自殺予防教育の促進【文部科学省】	・1人1台端末等を活用した「心の 健康観察」の推進【文部科学省】	・子ども・若者の自殺危機対応 チームによる支援者支援の推進 【53億円の内数】【厚生労働省】	・地域ネットワーク構築によるごち 支援【10.0億円】(再掲)【こども家庭庁】
・地方自治体によるゲートキーパー 養成研修の実施支援【47億円 の内数】【厚生労働省】	・スクールカウンセラー・スクール ソーシャルワーカーの配置充実 【95億円】【文部科学省】	・地域ネットワーク構築によるごど 支援【10.0億円】【こども家庭庁】	・地方自治体及び民間団体によるSNS 相談体制の強化 ごろの健康相談 統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの 導入等【48億円の内数】【厚生労働省】
・「心の健康」に関する指導の 着実な実施、啓発資料の周知 【文部科学省】	改 学校における心の健康保持のた めの健康診断等の措置【文部科学省】	改 医療及び学校現場と連携した 教職員向けガイドラインの作成 及び広報等【0.3億円】【文部科学省】	・年末年始等における孤独・孤立相談 事業【2.6億円の内数】【内閣府】
改 学校における精神保健に関する 知識の向上【文部科学省】	改 学校における心の健康保持のた めの健康診断等の措置【文部科学省】	改 法定協議会(※)の運営に係 るガイドラインの作成【こども家庭庁】	・教育委員会による24時間子供SOS ダイヤル、SNS等を活用した相談体 制の整備【95億円の内数】【文部科学省】
・中高生を対象とした自殺対策 に関する広報啓発【0.4億円】 【こども家庭庁】	・子どもの成長を見守るための データ連携基盤構築に向けた 調査研究【0.8億円】【こども家庭庁】	改 (※) 令和8年度から地方公共団体は 協議会の設置が可能	

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項

※ [ ] は令和8年度概算要求額

#### ⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

・子どもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 【こども家庭庁】	・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂【文部科学省】
・自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化 【6.0億円】【厚生労働省】	・自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】 【厚生労働省】

※地方公共団体では、下線業務を中心に取り組むこととされています。

# ※ 本調査における定義・調査基準

## 1 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにする。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。

○「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。

○けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

# ※ 本調査における定義・調査基準

## 2 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む)	「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)
<ul style="list-style-type: none"><li>指導されたことに激高して教師の足を蹴った</li><li>教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた</li><li>養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた</li><li>定期的に来校する教育相談員を殴った</li><li>その他、教職員に暴行を加えた</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした</li><li>偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした</li><li>登下校中に、通行人にけがを負わせた</li><li>その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた</li></ul>
「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る)	「器物損壊」(学校の施設・設備等の損壊)
<ul style="list-style-type: none"><li>同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った</li><li>高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた</li><li>部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた</li><li>遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた</li><li>双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした</li><li>その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>教室の窓ガラスを故意に割った</li><li>トイレのドアを故意に壊した</li><li>補修を要する落書きをした</li><li>学校で飼育している動物を故意に傷つけた</li><li>学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した</li><li>他人の私物を故意に壊した</li><li>その他、学校の施設・設備等を故意に壊した</li></ul>

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象する。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

# ※ 本調査における定義・調査基準

## 3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。  * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）
「経済的理由」	
「不登校」	